

平成23年3月甲良町議会定例会会議録

平成23年3月22日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第3号 平成22年度一般会計補正予算（第5号）
- 第3 議案第4号 平成22年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第5号 平成22年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第5 議案第6号 平成22年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第7号 平成23年度甲良町一般会計予算
- 第7 議案第8号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第8 議案第9号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第9 議案第10号 平成23年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第10 議案第11号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第11 議案第12号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第12 議案第13号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第13 議案第14号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第14 議案第15号 平成23年度甲良町水道事業会計予算
- 第15 発議第2号 山田議員の議員資格決定の件
- 第16 議員派遣について
- 第17 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員（8名）

2番	丸山 恵二	3番	木村 修
4番	金澤 博	6番	宮寄 光一
7番	建部 孝夫	8番	藤堂 一彦
9番	山田 壽一	11番	藤堂 与三郎

◎会議に欠席した議員

10番 西澤 伸明

◎会議に出席した説明員

町 長	北 川 豊 昭	総 務 課 長	山 本 貢 造
会 計 管 理 者	山 本 昇	住 民 課 長	山 崎 義 幸
教 育 次 長	金 田 長 和	産 業 課 長	茶 木 朝 雄
企 画 監 理 課 長	米 田 義 正	人 権 課 長	中 山 進
税 務 課 長	建 部 真 理 子	建 設 課 長	若 林 嘉 昭
水 道 課 長	陌 間 守	社 会 教 育 課 長	山 本 一 孝
長 寺 セ ン タ ー 館 長	茶 木 作 夫	保 健 福 祉 課 参 事	中 川 愛 博
総 務 課 参 事	陌 間 忍	住 民 課 参 事	川 嶋 幸 泰

◎ 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	大 橋 久 和	書 記	宝 来 正 恵
---------	---------	-----	---------

(午前 9時17分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は8人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年3月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 建部議員および8番 藤堂一彦議員を指名いたします。

次に、日程第2 議案第3号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第3号は可決されました。

次に、日程第3 議案第4号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号は可決されました。

次に、日程第4 議案第5号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第5号は可決されました。

次に、日程第5 議案第6号を議題といたします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第6 議案第7号から日程第14 議案第15号までを一括議題といたします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審議が行われました。

その報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

宮寄委員長。

○宮寄予算決算常任委員会委員長 平成23年3月22日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

予算決算常任委員会委員長 宮寄光一。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果。

議案第7号 平成23年度甲良町一般会計予算、審査の結果、原案可決。

議案第8号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第9号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第10号 平成23年度甲良町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第11号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計予算、原案可決。

議案第12号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、原案可決。

議案第13号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算、原案可決。

議案第14号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第15号 平成23年度甲良町水道事業会計予算、原案可決。

2. 審査経過。

議案第7号 平成23年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

法人税を4,000万円増と見込んだ根拠はとの問いに、21年度は均等割のみの企業が22年度に大幅な法人税の申告納付が2企業あり、それによる増であるとのことであった。

固定資産税の減免総額は、また、28年度までの減免額の推移の集計はとの問いに、23年度9件、20万5,600円、24年度5件、15万5,000円、25年度5件、10万6,000円、26年度3件、5万9,100円、27年度3件、5万9,100円、28年度1件、1万6,200円であるとのことであった。

緊急雇用創出特別推進事業補助金で、4名ほど雇用できると聞くが、内容説明をとの問いに、道路施設関係の台帳整備関係等の人員、児童クラブの障害児指導員4名、発達相談関係の指導員1名、小中学校の生徒指導教育相談1名を考えているとのことであった。

尼子駅の駐車スペースは、古河の従業員が常時利用されている。何らかの協定を結ぶことが必要と思うがとの問いに、古河と話をして対応していきたいとのことであった。

歳出の部。

地域自治交付金について、集落に徹底されているのかとの問いに、まちづくり協議会で報告をしているとのことであった。

また、このような補助要綱が変わる場合は全協で説明するようにとのことであった。

不当要求対策官賃金は、この額だと1人だと思うが、1人を置くことによってどのように考えているのかとの問いに、住民トラブル等の対応に同席を願い、職員がどう対応したらよいか、事案相談を受けてアドバイス等をお願いする。新年度は毎日勤務ということをお願いしている。住民対応のマニュアル作成や研修会を実施して職員が自信を持って難問にも対応できるようなアドバイスをお願いするとのことであった。

入札に関して、業者と親戚、同級生ということで情報を漏らすという職員

の実名が出ている。公平な一般競争入札で進めようとしているときにその一角から漏れるということは不当要求の何事でもない。町民と行政のトラブルだけではなく、入札業務にかかわる点でも大事であると思うが、見解はどの問いに、入札制度の見直し、運用についての対応に入っただく。職員が組織的にしっかりと対応できるような職場づくりを思っているとのことであった。

町長からは、職員は入札参加指名業者との接触は一切してはならない。そのことが発覚した場合は処罰の対象になるという毅然とした態度で臨むとのことであった。

町議会議員補欠選挙と県議会議員選挙が同日にできない理由はどの問いに、今年には4年に1回の統一地方選挙の年で、4月10日と4月24日のどちらかに振り分けるといふ特例の法律がある。10日は県や政令指定都市の首長、議員の選挙、24日は政令都市以外の市と町村の町長、議会議員の選挙をすることが特例で決まっているとのことであった。

高齢者配食事業サービス事業の課題はどの問いに、現在利用者41名、高齢者向けの普通食23名、食べやすい工夫をしている特別食2名、医師の指示による治療食16名、治療食が増えてきている。一人暮らしを対象でなく、総合的に見て栄養がきちりと取れるようにという視点で決定をしている。月曜日から土曜日までの昼食と夕食を行っており、週に3回の方もあればフルに利用されている方もあるとのことであった。

民生委員児童委員の欠員はないかとの問いに、長寺区と呉竹区で各2名ずつ決まっていなかつたとのことであった。

長寺センター費の一般旅費と特別旅費の違い、また減額理由はどの問いに、一般旅費は大津等県内の出張、特別旅費は県外研修によるもので、指摘のあった旅費は減額したとのことであった。

出張する人物がふさわしいかどうかという内容であつて、減額を指摘したものではない。今後の対応はどの問いに、この旅費については事業の中で出張がふさわしいかどうか判断し、予算に合わせて執行するとのことであった。

広域ごみ処理施設建設準備室運営負担金の内容はどの問いに、計画段階で3名の人件費と事務運営費が主なものであるとのことであった。

ごみの広域化はどのように進んでいるのか、町内での説明会が必要であるがどの問いに、甲良町独自に説明会は開くべきだとのことであった。

鳥獣害被害対策協議会負担金は直営か、有機米作付推進事業補助金の対象、要項は、また、農業生産者指導支援員賃金が計上されているが、訪問指導についても取り組まれているかとの問いに、協議会が工事入札を行う方向で進める。予算は負担金という形で計上している。牛ふんとか有機に使ってい

ただく部分の補助を対象に要項等は作成中である。パイプハウス、露地の関係では、直売所の役員と調整、特別に電話があれば現地指導を重点に生産確率を高めるための指導で動いているとのことであった。

交流村整備工事の内容はとの問いに、駐車場と道路の舗装とのことであった。

「花がささやく甲良路推進補助金」はどんな内容なのかとの問いに、コスモスとヒマワリと転作に合わせて307号線沿いとかで集落の取り組みについて補助をするものであった。

公営住宅の2棟4戸の除去と以前出されたストック計画の関係で、前山崎町長の時点でいったん休止と表明があった。公営住宅の建設ストック計画を実行に移すのか、その見通しはとの問いに、現在のストック計画は平成23年度で終了、今年度新たな計画策定が必要とのことであった。

新ゆるきゃら製作の経緯、また委託先はとの問いに、甲良のカメとコアラの掛け合わせたマスコットが高速道路の看板にも出ている。甲良町の木や花も取り入れて新たなゆるきゃらを彦根総合高校の生徒に考えていただき、作製するとのことであった。

歴史の地訪問事業補助金120万円は新規事業であるが、過去3年間実施したこととどう違うのかとの問いに、今までは甲良三大偉人ゆかりの地を訪ねるということだったん終わり、今後3年間は甲良三大偉人以外も含めた歴史の勉強も兼ねたツアーを1泊2日の企画で新規事業として実施するとのことであった。

子育て支援センターの運営について、どのように協議されているのかとの問いに、いろんな課題、問題があって日々苦勞しているが、今後は運営委員会の設置も考えていきたいとのことであった。

子育て支援センターの人員の配置は適正かとの問いに、昨年開設して思っている以上に利用者が多い。次年度については要望もあるので検討していきたいとのことであった。

その他にもいろいろ質疑、指摘があった。

討論。

前向きな流れを読み取ることができる。それは住宅リフォームの補助制度で地域活性化の大きな注目点になっている。中学校卒業までの医療費の無料化も補正予算を組んで実施を検討する旨の表明があった。障害者の医療関係、高齢者の配食サービスと積極的な住民福祉、暮らしにスポットを当てた取り組み、ふるさと交流村を実際に農業の活性化の取り組みが一つ一つ積み上げられてきたと思う。改善する点は多々あるが、大きな流れで箱物優先ではなくて福祉や暮らしにスポットを当てているなど、評価をしたいとの賛成討論

があった。

議案第 8 号 平成 23 年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

一般会計の繰入金の考え方について、国保加入者以外との関係で公平さを欠くと言われたが、町の税金で予算を特定の方に手当てをする制度は幾つもある。社会保険の加入者との関係で公平さを欠く、だから一般会計からの繰り入れはできないという議論はどういうことからかとの問いに、人件費などは一般財源から補填、医療費分については国保の加入者で賄うことが基本とのことであった。

一般会計からの繰入れで国保の加入者に負担増を求めない方向を考えなければいけないのではないかと問いに、総務省から財政援助的な一般会計繰り出しは保険基盤安定制度に係る経費、事務費および出産育児一時金に掛かる経費、一般住民を対象とする保健事業に係る経費の一部、ならびに本事業に係る経費を省き行うべきでないという通達が来ている。このことで現在も実施しているとのことであった。

特定健康審査委託以前の住民検診の受診率に比較し受診率が増えない理由はとの問いに、国保加入で対象者の 40% が受診されている。平成 24 年度には 65% の達成を国の方から言われている。受診率が増えない理由は、健康であるから受ける必要がないと思っている人が多く、また、悪くなってから医者に行くという方が多いのではないかと。来年度は委託事業を戸別訪問して直接呼びかけるなどして受診率を上げたいとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第 9 号 平成 23 年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について。

特に質疑も討論もなかった。

議案第 10 号 平成 23 年度甲良町介護保険特別会計予算について。

特別養護老人ホームの待機者の解消の見通しについて、現在の県や管内での計画や状況はどうかとの問いに、彦根市で 23 年度に 1 件、特別養護老人ホームができると聞いているが、待機者の人数は掌握していないとのことであった。

町内 44 名の待機者が希望どおり入所できるには数年以上かかると思うが、見通しはとの問いに、施設の入所判定委員会で決まるので空き状況の把握まではできていないとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第 11 号 平成 23 年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について。

特に質疑も討論もなかった。

議案第 12 号 平成 23 年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

について。

住宅新築資金等貸付助成事業補助制度はいつまで続くのかとの問いに、平成23年度で終結するとのことであった。

終結後は国・県の制度変更で何か助成があるのか。この制度は約款どおり支払っていなくても額面上の計算だけなのかとの問いに、この制度は打ち切りと聞いている。対象金額は額面上の計算、滞納分は対象外とのことであった。

今後の収支バランス、新築資金貸付事業が黒字になり一般会計に繰り入れができる見通し計画はとの問いに、現在26年度末を目標に計画しているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第13号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について。

公共事業用地取得事業の物件補償費200万円とは具体的に何か、町が設置したものなのかとの問いに、以前分譲した土地に斜めに暗渠が走っていた。その上に家を建てられている。その後下水道事業の工事によって暗渠があることがわかったので地主から取り出すようにとずっと交渉がされてきた。その分の補償費であるとのことであった。

それは何年前の事業だったのかとの問いに、分譲は平成4年と聞いているとのことであった。

このことは、双方が訴訟等の訴えを起こさないということで合意文書を交わすのかとの問いに、明確にして進めたいと考えているとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第14号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計予算について。

公共下水道面整備工事は、これが最後になるのか。面整備はおおむね完了である、23年度は個人のます7件と事業所が2件の計9件とのことであった。9件で672万6,000円は大きい、それぞれの金額はとの問いに、個人が7件で112万円、法人が2件で約300万円、平成21年度にますを設置した分として個人が8件、法人5件で270万円であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

議案第15号 平成23年度甲良町水道事業会計予算について。

雑収益で工業用水採水料240万円は、北海製罐が年間何万立米を使用しているのかとの問いに、月2万5,000立米送っているとのことであった。

立米単価を出して240万円を請求しているのかどうか、年間どれだけ使用しても240万円なのか、原水と塩素滅菌の水は単価が違うが、この金額

が妥当かどうか、検討が必要との問いに、水道メーターを設置しており、毎月会社からの水量報告に対して請求をしているとのことであった。

水道課からは点検していないのか、単価は幾らなのかとの問いに、点検は年に1回行っている、単価は8円であるとのことであった。

工業誘致のときにその水量の単価的な条件等が入っていたのかどうかとの問いに、ポンプの打ってある土地の賃借料と水のくみ上げ料を北海製罐と契約された数値と聞いているとのことであった。

個人が井戸水を使って下水道に流している家庭はあるのか、その徴収はどうするのかとの問いに、井戸水だけで下水道に流している家庭はあるが、メーターがないので1人につき8トンの家族数で徴収している。

水道水と井戸水を併用されている家庭は、下水道料金をどのように徴収するのかとの問いに、水道料金はメーター器で徴収、下水道料金は家族数で徴収。例えば4人家族だと8立米掛ける4人イコール32立米で計算するが、メーター器が32立米以上になればその数字、すなわち多い方の使用量で計算して徴収をするとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑、指摘があった。

以上、予算決算常任委員会委員長報告でございます。

○藤堂議長 予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第7号 平成23年度甲良町一般会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りをいたします。

委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成23年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第8号を採決いたします。
お諮りをいたします。
委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)
- 藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第9号 平成23年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第9号を採決いたします。
お諮りをいたします。
委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)
- 藤堂議長 ご着席願います。
起立多数であります。
よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第10号 平成23年度甲良町介護保険特別会計予算について、
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第10号を採決いたします。
お諮りをいたします。
委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)
- 藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第11号 平成23年度甲良町墓地公園事業特別会計予算につ
いて、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

- 藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第11号を採決いたします。
お諮りをいたします。
委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)
- 藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第12号 平成23年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第12号を採決いたします。
お諮りをいたします。
委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)
- 藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第13号 平成23年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第13号を採決いたします。
お諮りをいたします。
委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)
- 藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第14号 平成23年度甲良町下水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第14号を採決いたします。
お諮りをいたします。
委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第15号 平成23年度甲良町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第15号を採決いたします。
お諮りをいたします。
委員長の報告は可決であります。
本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。
ここで、しばらく休憩をいたします。
(午前 9時50分 休憩)
(午前10時10分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
次に、日程第15 発議第2号 山田議員の議員の資格決定の件を議題といたします。
地方自治法第117条の規定によって、山田議員の退場を求めます。
(9番 山田議員 退場)

○藤堂議長 本件について、委員長の報告を求めます。
建部資格審査特別委員長。

○建部資格審査特別委員長 それでは、資格審査特別委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

まず、審査の結果でございますが、発議第2号 山田議員の議員資格決定

の件につきましては、審査の結果、被選挙権を有しないとの決定には至りませんでした。その理由は、審査経過にあります。

次に、その審査経過でございますが、山田壽一議員は、愛荘町常安寺712番地で住まいをされており、甲良町長寺599番地5に住民登録をされています。住民登録地には電気、水道、住居など、生活の実態、根拠がなく、法で定められている住所要件は何もないことから被選挙権を有しないと判断できます。

しかし、形式的にも甲良町に住民登録をされていることから、甲良町の行政サービスを受け、固定資産税、これは愛荘町分を除きますが、その税を納入され、長寺西自治会に所属されている経緯があります。

また、山田壽一議員は、甲良町民であることを主張され、町行政も甲良町民であると認めております。

以上のことを考慮に入れ審査し、経緯・実情をしんしゃくしたことによりまして、被選挙権を有しないことから議員資格はないとの決定には至りませんでした。

ただし、山田壽一議員には、住民の代表たる議員として一般町民・有権者とは違う議員としての重み、責任を自覚され、係る違法・脱法行為を改めるべく、住民登録をされている地に生活の根拠を移し、名実ともに住所要件を満たされるよう強く求めるものであります。

以上で、審査報告を終わります。

○藤堂議長 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

3番 木村議員。

○木村議員 賛成討論でございます。

このことは、ある事件がきっかけで判明した事件であります。ある事件がなかったならば表にはあらわれていなかったということだと思います。我々もこのことで議員が議員を調査するというようなことなどしたくはありませんでしたが、判明してしまった以上ほっておくわけにはいきませんでした。委員長報告にありましたが、決定理由を実行していただいで、前進していただけたらと思います。賛成討論でございます。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、資格審査特別委員長報告を採決します。

本案に対する委員長の報告は、審査の結果、被選挙権を有しないとの決定には至らなかったであります。したがって、本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、発議第2号は委員長の報告のとおり決定されました。

山田議員の入場を許します。

(9番 山田議員 入場)

○藤堂議長 山田議員にご報告を申し上げます。

山田議員の資格決定の件については、審査の結果、被選挙権を有しないとの決定には至らなかったであります。

ここで、資格決定書を配布いたします。

次に、山田議員に資格決定書の交付を行います。

甲議第192号 資格決定書交付についてを朗読いたします。

甲議第192号。

平成23年3月22日。

甲良町議会議員 山田壽一様。

甲良町議会議長 藤堂与三郎。

資格決定書交付について。

平成23年2月8日、藤堂一彦議員・建部孝夫議員・西澤伸明議員・木村修議員・宮寄光一議員から提出された資格決定要求書に基づくあたなの資格の有無については、別紙資格決定書のとおり決定したので、地方自治法第127条第4項において準用する第118条第6項の規定により交付をいたします。

なお、この決定に不服があるときは、地方自治法第127条第4項の規定において準用する第118条第5項の規定により、決定があった日から21日以内に滋賀県知事に審査を申し立てることができるので申し添えます。

続いて、資格決定書を局長に朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 資格決定書。

資格の決定を求めた議員 藤堂一彦議員、建部孝夫議員、西澤伸明議員、木村修議員、宮寄光一議員。

資格の決定を求められた議員 山田壽一議員。

山田壽一議員の議員の資格の有無につき、次のように決定する。

1、決定。

被選挙権を有しないとの決定に至らなかった。

2、理由。

山田壽一議員は、愛荘町常安寺712番地で住まいをされており、甲良町長寺599番地5に住民登録をされている。住民登録地には、電気、水道、住居など生活の実態、根拠がなく、法で定められている住所要件は何もないことから被選挙権を有しないと判断できる。

しかし、形式的にも甲良町に住民登録されていることから、甲良町の行政サービスを受け、固定資産税（愛荘町分）を除く税を納入され、長寺西自治会に所属されている経緯がある。

また、山田壽一議員は甲良町民であることを主張され、町行政も甲良町民であると認めている。

以上のことを考慮に入れ、審査し、経緯・実情をしんしゃくしたことにより、被選挙権を有しないことから議員資格はないとの結論に至らなかった。

ただし、山田壽一議員には、住民の代表たる議員として一般町民・有権者とは違う議員としての重み、責任を自覚され、係る違法・脱法行為を改めるべく住民登録をされている地に生活の根拠を移し、名実ともに住所要件を満たされるよう強く求めるものであります。

平成23年3月22日。

甲良町議会。

○藤堂議長 山田壽一議員、何か申されることはありますか。

山田議員。

○山田議員 このようにいろいろとご心配をおかけしまして、まことに申しわけございませんでした。

私としては甲良町住民という自覚を持っており、甲良町民として恥ずかしくない、また、議員として恥ずかしくない行動をとっていかなければならないと今後も考えております。

また、行政、そしてまた、町長はじめ議員の皆さんには本当に寛大なご判断をいただきまして、まことにありがとうございます。

以上でございます。

○藤堂議長 資格決定書が交付されたことにより、2月の臨時議会で設置された資格審査特別委員会で審議することはすべて終了をいたしました。

したがって、資格審査特別委員会は、これをもって終了したいと思います。すが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、資格審査特別委員会は本日をもって終了いたしました。

次に、日程第16 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

会議規則第121条の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第17 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題といたします。

会議規則第75条の規定によりまして、各常任委員長からお手元に配布いたしておきました文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

各常任委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、町長のあいさつがあります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

3月7日が開会の3月定例議会、本日22日まで非常に長期間にわたって16日間、ご審議をいただき、ありがとうございました。

本日の閉会日に23年度の当初予算、一般会計ならびに特別会計8会計、すべてを可決いただきました。議員の皆さんにはその間、一般質問ならびに委員会付託を受けた議案の審議を集中的にさせていただきました。大変建設的な意見も拝聴し、提案もいただきました。23年度の予算執行にあたってはそうしたことを十分配慮しながら執行をしてまいりたいと、このように思っております。

また、今年の年頭のあいさつで農産物の直売所プレオープン4月初めというようなことをご案内をしておりましたが、いろいろと手続上の問題で若干遅れておりましたが、今月中に入札をさせていただいて4月初から工事に入りたいということで、6月中に完成をしてオープンができる、そういう体

制をつくってまいりたい、このように思っております。何とぞご理解をいただきたい。そのことによって、今後そこを拠点施設として、将来的には道の駅機能というものをふまえた形で進めていけたらいいのではないかなというように思っておりますのでよろしくお願いをしたいと、このように思います。

1点、行政報告をさせていただきます。

毎年議会の最中に特別交付税の決定額の報告をさせていただいておりますが、数日前に連絡をいただきました。今年も2町連絡会議、豊郷と2町で中央の方に民主党の国会議員を通じて総務省の方にも陳情にも寄せていただきました。そして、2月には県の方に副知事、あるいは自治振興課を含めて陳情もさせていただいて交付が先般決定をいたしました。

22年度交付額が4億4,615万円ということです。21年度決算が4億4,157万9,000円。したがって、対前年に対して457万1,000円の増ということでございます。全国的に交付税が減額をされております。そういう中でいろいろとご苦勞をいただいて、県の方でもご配慮をいただいて、若干ながらも減額じゃなくて増というような形で交付をしていただいたというようなことで大変ありがたいなというような思いをしております。

3月17日に官製談合疑惑の件につきまして、地検の方に行政としましても告発をさせていただきました。昨年3月議会、3月9日でしたか、官製談合疑惑の調査特別委員会、いわゆる百条委員会が設置をされ、そして、12月ですべての委員会での調査が終わり、そしてその報告を受け、今日までいろいろと準備をしておりました。弁護士さんの方も初めてのことで内容にもうひとつ理解ができない部分もあったというようなことで非常に期間が延びておりましたが、先般、ご承知のとおり17日に告発を正式にさせていただきましたということでございまして、地検の方がその内容を見て受理するかどうかという判断をするというようなことでございます。したがって、提出をさせていただいた、現時点ではそういうことでございます。

そういうことで、今後は捜査当局の方に捜査をお願いし、あるいは、司法にゆだねて判断をしていただくというようなことによりまして、昨年1年間甲良町の中でいろんな、新聞紙上等で甲良町のイメージ、悪い部分もございました。一日も早くそういうことが払拭できるよう、町民の皆さんにその結果も報告をさせていただき、信頼していただける町政運営を進めてまいりたい、このような思いをいたしております。

それと、3月11日の午後2時46分、宮城県を中心として東日本大地震が起きました。そのことによって非常に多くの方々が亡くなられたり、あるいは行方不明者が出ております。明治三陸地震に匹敵する行方不明者・死

者数というようなことも新聞で報道されておりました。

そういう中で避難されている方々、大変ご苦勞もいただいている。放射能もあるというようなことで、東日本からいろんな他府県に避難もされておられます。日本の国民全員がそういうことで一致団結、協力をして、そういう方々の救済に取り組むということが私たちに課せられた課題かなというような中で、先般も滋賀県の町村会、6町ございます。日野、竜王、そして愛荘、そして犬上3町、6町の町村会で首長会を開きまして、町村会長はいち早く町村会として避難される方々、1,000人規模で受け入れようというようなことが提案され、6町全部が賛成をさせていただいて、その態勢づくりをしようということで進めてまいっております。先般、県の方でもそのことが町村会長の方からいち早く提案をされました。既に豊郷では豊栄のさとに受け入れをされておられるそうであります。

甲良町としましても、そういう意味で6町の分の中で甲良町がどの程度の規模受け入れができるのかということも、先般、金曜日でしたか、管理職会で相談もさせていただきました。

そういう中で、一応一時避難の施設として旧の支援センター約20人、けんじいの家14人、保健センター2階の機能訓練室20人、緑ヶ丘集会所10人、長寺地域総合センター2階の会議室10人、呉竹地域総合センター2階の研修室に10人、同じく研修室の別の部屋10人、呉竹センター2階の会議室15人、あるいは図書館25人等を含めると134名の方が受け入れができるのではないかなというような方向で人数把握を、収容規模数を把握をしております。最終的には県の方から受け入れの要請がいつあるのか、まだ今のところはわかりませんが、今後、そういうことが起きたときには避難場所として今申し上げました中で調整をしながら、そして、いろんなものを提供できる態勢づくりを進めていきたい、そして、町民こそって救済の方向でみんなが取り組むという姿勢が一番大事かなというような思いをしておりますので、議員の皆さんにもその点について格段のご理解とご協力をお願いしたいなというような思いをしております。

いろいろとお話を申し上げました。3月定例会を終わり、いよいよ春本番を迎えますが、そういう中でいろんな事業、あるいは、4月は特に統一地方選挙がございます。4月1日告示の県議会、あるいは後半の統一地方選挙では甲良町も補欠選挙等もございます。そういう意味で、いろんな形で皆さんにもご協力をしていただく部分もございます。

今後とも体をご自愛いただいてご協力をいただけたら大変ありがたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのあいさつとします。どうもご苦勞さんでございました。

○藤堂議長 これをもって平成23年3月甲良町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 藤 堂 一 彦